

北上市告示乙第47号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、北上市の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月1日

北上市長 高 橋 敏 彦

1 委託の内容

北上市生涯学習センターの使用料の徴収及び収納事務

2 受託者

北上市幸町2番5号

北上ビルメン株式会社

代表取締役 鈴木 俊彦

3 委託の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで